

平成30年6月22日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04278

研究課題名(和文) 多文化国家カナダにおける道德教育政策の形成と推進

研究課題名(英文) Moral education policy in Canada

研究代表者

溝上 智恵子 (Mizoue, Chieko)

筑波大学・図書館情報メディア系・教授

研究者番号：40283030

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、カナダにおける道德教育政策の形成過程を明らかにするとともに、各州で異なる学習ガイドラインに基づく道德教科書の内容を比較検討し、多文化国家カナダにおける道德教育政策の形成と運用実態を総合的に明らかにすることをめざした。

カナダにおいては、多文化主義の理念に基づく道德教育の推進策や教授内容は、アカデミックな議論として活発に展開されるものの、現場の教員には政策や教授内容の系統性や一貫性が十分理解されぬまま授業が展開されていること及び現在、道德教育を必修科目化している州、選択科目化している州、特定科目として設定しない州に分かれ、道德教育の有り様も異なっていることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：This study aims to overview a history of moral education in Canada by literature review, and to consider the present situation and issues of moral education policy in Canada through investigating policy documents of the Provinces and school boards and through interviewing with the policy-makers. Many researchers discuss the policies and teaching contents of moral education, while some teachers do not understand their coherency. Today only five provinces in Canada have mandated or optional moral education programs: Saskatchewan, Ontario, Quebec, British Columbia, and Alberta.

研究分野：教育政策

キーワード：カナダ 教育政策 道德教育

1. 研究開始当初の背景

2014年2月、文部科学省は道徳の教科化について中央教育審議会に諮問した(2014年10月の中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」を受けて、翌年3月、学習指導要領が一部改訂され、小学校は2018年から、中学校では2019年から、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として導入決定)。このように、近年、日本では道徳教育のあり方をめぐる議論が新たな展開をみせているが、道徳教育に関する議論は、日本に限定された話ではない。特に2001年の9.11アメリカ同時多発テロ事件以降、北米社会でも宗教や道徳の教授法をめぐる議論が活発化している(Leming, 2008)。例えば、多文化国家カナダでは、国是とする多文化主義政策により、多数派(白人、イギリス系とフランス系)が移民やエスニック・マイノリティの存在を認め、共存が目指されており、その基本理念の提示(1988年多文化主義法制定)に始まり、シティズンシップ教育や多文化教育を通じて国民にも浸透している。

しかし、こうした理念に基づく道徳教育の政策や教授内容は、アカデミックな議論として活発に展開されるものの、現場で教える教員には道徳教育政策の内容が不明なまま、あるいは道徳教育の教授内容の系統性や一貫性が理解されぬまま、日々の授業が展開されているという(Johnson, 2010)。さらに、現在カナダ全10州のうち、道徳教育を必修科目化しているのは3州(ケベック州、オンタリオ州、サスカチュワン州)、選択科目化が2州(ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州)、残り5州は特定科目として設置せずといったように、一国内でも道徳教育の有り様は分かれていることから、その政策動向を把握することは、道徳教育の多様性を検討する際に貴重な情報となることが期待される。

2. 研究の目的

本研究では、多文化主義を国是とするカナダにおける道徳教育の形成過程を明らかにするとともに、各州で異なる学習ガイドラインに基づく道徳教育の内容を比較検討し、多文化国家カナダにおける道徳教育政策の形成と運用実態を総合的に明らかにすることを目指す。中でもカナダにおいて道徳教育を義務化しているオンタリオ州に焦点をあて、(1)道徳教育の変遷を概観し、(2)現行の道徳教育政策およびその実施状況を明らかにすることにより、多文化国家カナダ・オンタリオ州における道徳教育政策の現状と課題を詳細に検討することを目指した。

3. 研究の方法

本研究は2015年度から3年間にわたり、カナダ全体の道徳教育政策については文献

調査を実施し、具体的事例としてオンタリオ州を取り上げ、フィールド調査を行った。調査項目は、道徳教育政策の立案過程の分析、現在の学習ガイドラインの特徴と課題、道徳教育の教科書分析、道徳教育の評価法、道徳教育担当教員養成課程について、州教育省、教員委員会および研究者を対象に詳細な聞き取り調査と文献調査を行った。

なお、道徳教育の概念や内容は、地域、時代や社会により変遷しており、極めて多義的である。例えば、日本の文部科学省は、道徳教育を「児童生徒が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成しようとするもの」(文部科学省、n.d.)としている。また生越詔二は、「道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、民主的な国家・社会の持続的な発展を支えるもので・・・道徳科は道徳性を養うことを目標とするもので、道徳教育の中核的な役割を果たす」(生越、2016、12)としている。日本ではこのように捉えられている道徳教育と一致する用語をカナダにおいて見つけるのは難しいが、関連する用語として、モラル教育(moral education)、価値教育(value education)、公民教育(civic education)がこれまで使用されてきた。ついでに、本研究では、モラル教育、価値教育、人格教育を包摂する形で「道徳教育」という用語を用いて検討した。

4. 研究成果

(1) 歴史的に見ると、カナダでは分離学校制度に見られるように、宗教と学校制度が不可分形で発達してきた。1867年の連邦成立以前、各教会が管理・運営する宗派学校では宗教教育がカリキュラムの中でも中心的位置を占めており、聖書に関する知識が全生徒に不可欠なものだった。しかし19世紀に「コモン・スクール(common school)」が登場すると、世俗化した学校教育と宗教教育との関係性が議論されるようになった。これ以降1944年まで、世俗化を謳うアッパー・カナダ(後のオンタリオ州)の公立学校では正規の授業時間内に宗教教育を実施することはなかったとはいえ、プロテスタントの行動規範に基づく道徳性の涵養は公立学校の重要な要素だった(Shamai, 1997; Van Arragon, 2011)。

1920年代末からアメリカの進歩主義教育がカナダに導入されると、児童・生徒個人の人格に関心が集まるようになった(Winton, 2007)。例えば、1937年にオンタリオ州では新しい教科として「社会科」が導入され、人格の形成と市民性の発達がめざされた(Christou, 2013)。

(2) 一方、長い期間にわたり、ケベック州ではカトリック教会とプロテスタント諸教会が公教育の運営に強い影響力を保持していたため、宗教教育が道徳教育の役割を果たしてきた。

1960年代の「静かな革命」以後、教育における世俗化が進められ、1970年代にはカトリックの宗教教育とプロテスタントの宗教教育以外に、非宗派の道徳教育が設けられた。1998年には宗派別教育委員会制度に代わり、英語と仏語という言語による教育委員会制度が導入され、2008年には選択科目だった「道徳」「道徳・宗教」に代わって、「倫理・宗教文化」が公立・私立を問わず、初等教育と中等教育の必修科目として導入された（伊達、2010）。

この「倫理・宗教文化」の内容を大別すると、倫理教育と宗教教育と他者との対話であるダイアログの3要素から構成され、倫理教育はモラル教育の一部とされている（Gouvernement du Quebec, 2005 and Morris, 2011）。

(3) 近年のオンタリオ州における道徳教育は、1990年代から北米地域で導入され始めた人格教育の手法を採用しており、アプローチもリコーナの唱える手法を採用しており、特定の価値や徳目を直接教えるという伝統的なアプローチである。この背景には、教室内におけるいじめや校内暴力に対して、モラルジレンマ論などの認知発達のアプローチでは対応できないと考えられたことがある。しかし、オンタリオ州の人格教育が、荒れる学校を生み出す社会的文化的背景について教えることはしていないという批判もある（Winton, 2007 and 2008）。

さらに、オンタリオ州では科目として設置されていないものの道徳教育を重視しているとされるが、同州では教員養成課程でも道徳教育に関する科目は必修ではないし、現職者研修も少なく、道徳教育の実践は、現場の教員の判断と力量に任せられているため、新人教員が対応に苦慮していることが推察されるが、この点についてオンタリオ州教育省は関心を示さず、研修は教育委員会の問題だという¹。日本でも道徳を専門教科とする教員の養成は、現時点では行われていないが、教員免許状（普通免許状＜一種＞）取得にあたり、「教職に関する科目」のうち「教育課程および指導法に関する科目」が必修（小学校教員免許の場合は22単位、中学校教員免許の場合は12単位）となっており、科目群の中に「道徳の指導法」が含まれているⁱⁱ。そのため義務教育段階の教員養成では、道徳教育の指導が必修となっているとみなすことができる。オンタリオ州の教育委員会や教員

が必修として道徳教育を実践しているのであれば、教員養成におけるプログラムや現職教員の研修プログラムに道徳教育の指導法に関する内容を含める必要があるだろう。

(4) なお、人格教育の実施による学力向上を掲げている点もオンタリオ州の特徴と言えるが、果たしてそのエビデンスはあるのだろうか。同州の道徳教育のガイドラインである『共通基盤を見つける』が導入されて約10年が経過している今日、研究としてこの課題に取り組む必要がある。

(5) 現在のオンタリオ州の道徳教育においては、北米地域で伝統的に主張されていた民主主義社会を営むための市民の育成という視点が必ずしも強いとは言えない。オンタリオ州の道徳教育の専門家であるウィントンは、この原則に立ち返ることを主張しているが、はたして、社会的課題を考える道徳教育の実施は可能なのだろうか。むしろこの点は本来社会科が扱う領域ではないかと本研究では考えたが、ウィントンが主張するような方向で、今後、オンタリオ州の道徳教育が変容する可能性を否定することもできない。実際、プリティッシュ・コロンビア州では道徳教育が扱う内容は社会科関連の科目として実施されている（Leinweber, et. al, 2012）。社会科と道徳教育が近接していくのか、独自の発展を目指すのか、さらなる分析と検討が必要である。

< 参考文献 >

生越詔二（2016）「道徳教育の目標」赤堀博行監修、萩原武雄他編『これからの道徳教育と「道徳科」の展望』東洋館出版社、12-15頁。

伊達聖伸（2010）「ケベックにおける「倫理・宗教文化」教育とライシテ」『ケベック研究』2、pp.57-64.

文部科学省初等中等教育局教育課程課（n.d.）『道徳教育について』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/07020611/001.htm（2017年5月7日採取）

Christou, T. M. (2013). Character education as a theme of Progressivist schooling in interwar Ontario, *Childhood Education*, 89(6), p.356-361.

Gouvernement du Quebec(2005).

Establishment of an ethics and religious culture program: Providing future direction for all Quebec youth. Retrieved May 7, 2018, from the World Wide Web:

http://www.education.gouv.qc.ca/fileadmin/site_web/documents/PSG/aff_religieuses/prog_ethique_cult_reli_a.pdf.

Johnson, T. (2010), Value added, *Canadian Family*, 19, 43-45.

Leinweber, K. et.al (2012). Moral education policies in five Canadian provinces. *Interchange*, 43, 25-42.

Leming, J.S. (2008). Research and practice in moral and character education: Loosely coupled phenomena, In L. P. Nucci and D Narvaez, (Ed.), *Handbook of moral and character education* (pp.134-157). New York: Routledge.

Morris, R. (2011). Quebec 's Ethics and religious Culture Program: Controversy, Content, and Orientations. *Canadian Issues, Spring 2011*, 55-59.

Shamai, S. (1997). Jewish Resistance to Christianity in the Ontario Public Education System. *Historical Studies in Education*, 9(2), 251-255.

Van Arragon, L. (2011). Faith Based Schools and the Limits of Religious Freedom in Ontario. European Consortium for Political Research held in Reykjavik, August 2011, Retrieved May 7, 2017, from the World Wide Web: <https://ecpr.eu/Filestore/PaperProposal/2442d8d3-972d-40ae-bde8-f5633b6d1cc6.pdf>

Winton, S. (2007). *Character Matters! : Policy and Persuasion*. Doctor Thesis of the Ontario Institute for Studies in Education of the University of Toronto.

Winton, S. (2008). Character Education: Implications for Critical Democracy, *International Critical Childhood Studies*, 1(1), pp.45-46.

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

- ・ 溝上智恵子 (2017)「カナダの道徳政策—オントリオ州を事例として」『カナダ教育研究』 No.15、pp.17-33、査読有。

[図書](計1件)

- ・ 溝上智恵子 (2017)「マニトバ学校問題」『カナダの歴史を知るための50章』、明石書店、384p。(130-135)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

溝上 智恵子 (MIZOUE, Chieko)
筑波大学・図書館情報メディア系・教授
研究者番号 : 40283030

(2)研究協力者

香海 沙織 (DONKAI, Saori)
筑波大学・図書館情報メディア系・教授

i 2017年3月6日、オントリオ州教育省におけるインタビューより。

ii 中央教育審議会(2006)、『今後の教員養成・免許制度のあり方について(答申)基礎資料』

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337050.htm、(2017年3月5日採取)。

ただし中等教育学校では中学校教員免許状のみの取得者は道徳を担当できないとされている。文部科学省(2014)『教員免許制度の概要』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/_icsFiles/afieldfile/2014/02/20/1339300_1.pdf (2017年3月5日採取)